

新 潟 市

中央 農業委員会だより

～中央農業委員会の所管区域～

鳥屋野地区・石山地区・山潟地区・大形地区・曾野木地区・両川地区
大江山地区・亀田地区・横越地区



媚山政治農業委員(左)と伊藤隆さん(右)



のうぎょうびと 地域で頑張る農業人



今回ご紹介する方は、江南区西野でぶどうと露地野菜・施設園芸・果物等の複合栽培で農業を営む伊藤隆さんです。昨年、脱サラをして両親からの経営移譲で本格的に農業経営を始めたばかりですが、これからの経営を効率化・省力化をどう推し進めるか模索中です。

多種多様の野菜・果樹を作付けしていて、冬季間は施設園芸として、ほうれん草・小松菜等を栽培している為、一年中の農作業に切れ目なく、充実しているそうです。水稻についても「ファームにしの」で約5haを担っていて、収穫の秋は、色んな果樹の収穫も重なっていて多忙な時期です。

お盆前の取材当日はフェーン現象の暑い日でしたが、ぶどうハウスの中は収穫前のぶどう（ピオーネを主体に栽培）の房がいっぱいでした。

～～～最終ページに伊藤隆さんの記事が続きます。～～～



農地パトロールの様子 (写真は昨年)

農地パトロールを実施しました

7月に管内にて農業委員・農地利用最適化推進委員が、耕作放棄地や無断転用等の実態および利用状況の調査のための農地パトロールを実施しました。

農地を適正に管理していない土地所有者には、適正に管理するよう指導しています。

耕作放棄地は病害虫・鳥獣害の発生や産業廃棄物の不法投棄を誘発し、悪くすると廃棄物から火災が発生するケースもあります。地域に迷惑がかかるだけでなく一旦荒廃すると農地として再生することが難しくなります。



自分では耕作できない、農地を使ってくれな方が見つからないとお困りの方は、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局にご相談ください。

ご投稿お待ちしております！

皆様からの自慢の農産物・地域の農業に関する積極的な取り組みなど農業に関する素敵な情報をお待ちしております！

投稿方法

- メール：nogyo.k@city.niigata.lg.jp
- 郵送：〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5
※写真など提出いただいたものは返却いたしませんので、ご了承ください。
- 記入内容：◆名前 ◆お住まい(〇〇区大字のみ) ◆電話番号
◆写真についての概要・エピソード
※農業委員会だよりのご意見・ご感想など

老後の安心は国民年金+農業者年金

加入資格・60歳未満の国民年金第1号被保険者
・農業に年間60日以上従事している方

※詳細はお近くの

JA・農業委員会事務局または下記HPへ
<http://www.nounen.go.jp>



購読しませんか？

- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- ★毎週金曜日発行
- ★購読料1か月700円
- ★購読の申込み先



農業委員・農地最適化推進委員
農業委員会事務局まで (TEL382 - 4966)

農業経営基盤強化促進法による「貸借・売買・交換」

農地の賃貸借・売買・交換は、農地法による許可のほかに
農業経営基盤強化促進法でも行えます！

● 制度の特色

【農地の貸し借り】

- ・貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらえます。(離作料の支払い不要)
- ・貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。
※貸借期間終了前に案内を送付します。更新を希望する場合は忘れずに手続きをしてください。



【農地の売買・交換】

- ・所有権移転の登記は、要望があれば農業委員会事務局が行います。
- ・一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。
※譲渡所得の800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置

● 制度の要件

【借り手・買い手要件】

- ・自ら耕作すること。(不動産業者が介入していないこと)

【土地の要件】

- ・取得面積が概ね10a以上であること。(隣接する既存農地を含めることも可)
- ・借り手の経営面積が50a以上であること。
- ・買い手の経営面積が水田面積換算で260a以上であること。

● 届出に必要な書類等

- 利用権設定申請書 (農業委員会事務局にあり)
 - ・貸し手 (売り手)、借り手 (買い手) の双方からの申し出
 - ・貸し借りは、土地の地番を特定できること
- 認印
- 売買・交換は土地の登記簿謄本 (法務局交付の全部事項証明書)
※代理申請の場合は、事前にご相談ください。



お問合せ先 農業委員会事務局 農政振興係 ☎382-4966

重要

農業用の資産は償却資産申告が必要です！

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業で使用している資産)も対象となっています。償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した個人事業主・中小事業者等に対して固定資産税等の特例制度があります。制度を受けるには申告が必要です。詳しくは下記までお問合せください。

お問い合わせ・申告先

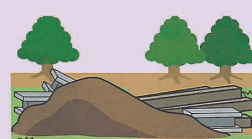
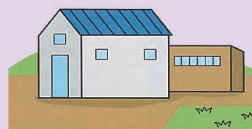
新潟市 資産税課 償却資産係
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル 3階
電話 025-226-2277 (直通)
Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp



農地を転用するときは農地法の許可が必要です！ ～農地は一度転用されると元に戻すことが困難です。転用は慎重に～

● 市街化調整区域の農地を以下の農地以外に転用する場合、農地法に基づく許可が必要です。

- 住宅を建てる
- 資材置き場や建設残土の捨場にする
- 農業用施設を建てる
- 青空駐車場にする
- 太陽光発電施設を設置するなど
※一時的に利用する場合も転用になります。



● 転用の許可方法は2種類あります。

- 農地の所有者等がその農地を転用する場合 (農地法第4条)
- 農地の所有者から農地を買うまたは借りて転用する場合 (農地法第5条)

● 市街化区域内の農地の転用については、許可は不要ですが転用の届出が必要です。

※許可を受けずに転用された農地は、基本的に追認の許可はされません。転用を行う前に許可を受けてください。

※無断転用及び許可内容と相違する場合は農地法に違反することとなり、場合によっては3年以下の懲役や300万円以下の罰金の適用もあります。(農地法第64条)

お問合せ先 農業委員会事務局 農地係 ☎382-4974

相続等によって農地の権利を取得した場合は届出を

● 農地法の許可を必要としない以下の理由で農地の権利を取得した場合は、農地のある市町村の農業委員会事務局への届出が必要になります。

- 相続 (遺産分割・包括遺贈を含む)
- 法人の合併・分割
- 時効
- など

お問合せ先 農業委員会事務局 農地係 ☎382-4974

各種申請書類は、新潟市ホームページからダウンロードできます

ホームページアドレス <http://www.city.niigata.lg.jp/> から **農地法** で検索してください。

使ってみませんか無煙炭化器

江南区産業振興課では、野菜の残さや果樹の剪定枝、竹林の枯竹などの煙公害対策として、平成27年から無煙炭化器を貸し出しています。現在、大型（直径約150cm）3台・中型（直径約100cm）2台を無料で貸出しており、効果が認められクチコミで利用者が年々増えています。

今回初めて、無煙炭化器を利用する山倉松春さん（江南区丸山）が、枯竹の処分に関り無煙炭化器を使用するという情報を聞きつけ、利用者の声を伝えしようと、初夏の晴天のもと訪ねてみました。

大型無煙炭化器の中で枯竹の太いものから枝までが、静かに熱く燃えています。山倉さんは伐採した枯竹処分に困っていたが、庭の花壇にすき込め炭ができて、大満足だ。」と言っていました。複数利用の田中久子さん（江南区横越川根町）も「大きな木を燃やせるし、草も燃やしてしまえば草の種まで灰にできる。樹木の伐採は業者に委託しているが、ゴミに出すように小さくすると更に費用がかかるので助かっています。」と話していました。

炭の効果は殺菌作用・脱臭作用なのですが、果樹園では、モグラが出るその後ネズミが来て、根をかじるといわれていますが、炭をすき込んだら匂いが嫌とみえ、ネズミは寄ってきません。

新潟市では環境保全型・資源循環型農業を推進しています。炭利用で減農薬・減肥料で農産物のおいしさ及び収量アップに無煙炭化器を活用ください。

お問い合わせ 江南区産業振興課 ☎025(382)4816

炭を使って健康野菜の栽培を！

炭の効果

- ①酸性土壌の改良
- ②通気性・保水性・排水性の改良
- ③有益な微生物との共生関係を仲立ち
- ④根がしっかり張る
- ⑤樹木にも効果

炭の使い方

- ①1a（1畝）⇒20kg，1㎡⇒200g
- ②炭をできるだけ細かく粉砕し、堆肥などと土の中にすき込みます。
- ③1週間ほどおいて播種・植えつけをします。

～煙公害対策・火災予防に～ 江南区産物産課「無煙炭化器」無料貸出しています。
★枯竹・枯枝・植物残さなどを少ない煙・短時間で炭化・焼却することができます
★できた炭を使って土壌を改良することができます
お問い合わせは 江南区産業振興課【025-382-4816】へ

新潟市江南区産業振興課



大量の枯竹の山



竹を無煙炭化器にどんどん入れる



50分もすると一杯になり、水で消火



竹炭のできあがり！



第53号 9月 2020
令和2年9月5日発行

新潟市中央区農業委員会編集・発行
〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5

TEL (025) 382-4964 FAX (025) 381-7090
メールアドレス nogyok@city.niigata.lg.jp
ホームページ http://www.city.niigata.lg.jp

農業人の紹介

伊藤 隆さん(47)



現在の経営状況

果樹(ぶどう・いちじく・ル・レクチエ・栗・柿)約40a 施設野菜(きゅうり・トマト・ピーマン・ホウレンソウ・小松菜等)約10a 露地野菜約20a 水稲約5ha

就農のきっかけ

高齢になってきた両親が農業を頑張っている姿を見て、自分が手伝っていたこともあり、就農する決心をし、昨年会社を退社しました。現在は様々な農作物の栽培技術を習得すべく日々頑張っています。

日々思うこと

農業はやりがいのある仕事で、季節ごとの旬の美味しいものがあり、新鮮な農作物を提供したいと考えています。
西野のぶどうは地域では知られていますが、もっとメジャーになるように、地域を盛り上げていきたいです。現在、作付けしているぶどう「ジョーネ」は最近の人気の「甘くて、大粒、種無し」です。美味しいぶどうにするには、一房・一房の管理(形を整えたり、

今後のことについて

粒の剪定や袋掛けをしたり)はもちろんのこと、一房一房にし、枝葉を整理するなど多くの作業があります。また、種無しぶどうにするのに、開花時に溶液(無種化剤及び成長調整剤漬ける作業をしています)。ぶどうは、規模拡大予定で、消費者ニーズに合った新品種のぶどうを選定し、栽培していく計画です。
農業に魅力を感じて就農したのですが、一経営体として多種類の農作物の栽培をしている為、効率化・省力化のできる施設の整備など考えています。
両親の作ってきた果樹・野菜等は美味しいと好評だったので見本にしながら、これからの先の農業をどうすべきかを模索しています。

婿山政治農業委員の話

伊藤家は、両親と隆さんの3人が農業に専業し、西野地区で経営規模の拡大と高品質の農作物を生産する農家です。隆さんは脱サラをして地域をけん引する担い手として注目の存在です。



作業中の伊藤さん

農地の賃借・売買等は農業委員会で

農地法に基づく申請・届出締切日(10月～3月) 許可申請は1回、届出は3回受付いたします。

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
10月	12日(月)	5日(月)	11月	10日(火)	5日(木)	12月	7日(月)	4日(金)	1月	8日(金)	6日(水)
		13日(火)			13日(金)			14日(月)			15日(金)
		21日(水)			24日(火)			22日(火)			25日(月)
2月	5日(金)	3日(水)	3月	10日(水)	5日(金)	※農地の賃借等を希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または中央農業委員会事務局にご相談ください。					
		12日(金)			15日(月)						
		22日(月)			23日(火)						